

仕入、決済等のための、短期運転資金として御利用いただけます。

事業資金(短期貸付)

対象となる方

次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 信用保証対象業種(※)を営んでいる。
- 2 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 3 必要な許認可等を取得している。
- 4 事業税を滞納していない。
- 5 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 6 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 7 手形交換所取引停止処分中でない。

※ 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	運転資金
限度額 (10万円単位)	2,000万円
利率	年1.1%(保証なしの場合は1.5%)以内
期間・償還方法	6か月以内(割賦または一括償還)
担保	金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める
保証人	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.64%以内)

※ 知事が認定した組合に所属している方は、限度額が5,000万円になります。
その場合、受付場所は所属組合になります。

運転資金 商品仕入や決済等に必要な資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金 等

受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。

(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

問い合わせ先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

商工会議所・商工会



彩の国
埼玉県

